

公安委員会	平成29年度における留置施設の巡察の	平成30年6月14日
説明資料No. 1	実施結果について	総務課
<p>1 巡察の実施</p> <p>警察庁は、平成29年度中、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づき、153留置施設に対して巡察を実施した。</p> <p>2 巡察の実施結果</p> <p>巡察を実施した留置施設においては、刑事収容施設法等の定めるところにより、適正に留置管理業務を推進している状況が認められた。</p> <p>(1) 留置施設の管理運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 留置施設の一斉点検や巡視等が着実に実施されており、逃走事故防止対策等が適切に講じられた管理運営が行われている。 ○ 幹部による留置担当官に対する必要な教養が計画的に実施されており、教養内容も浸透している。 ※ 一部の施設において、護送業務を補助する勤務員に対する研修が不十分であったため、指導した。 ○ 年間を通じて必要な訓練が計画的に実施され、特に、人事異動後は、早期に実施している。 ○ 署長が個々面談等を通じて、留置担当官の身上把握に努め、その結果に応じた勤務配置とするなど、士気高揚に努めている。 <p>(2) 被留置者の処遇に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指呼点検等が確実に実施され、勤務規律の高さが認められ、留置施設内も整然としている。 ○ 清掃、洗濯、面会の受付等の業務について、外部委託が推進されており、留置担当官の業務負担の軽減が図られている。 <p>3 今後の取組</p> <p>平成30年度においても、平成29年度の巡察の実施結果を踏まえ、引き続き、計画的に巡察を実施する。</p>		

1 行方不明者の受理状況

○ 行方不明者の届出受理数は、過去10年間では横ばいで推移し、29年は84,850人で前年と同数。

認知症に係る行方不明者の届出受理数は、統計をとり始めた24年以降、年々増加し、29年は15,863人で前年に比べ431人増加。

○ 男女別では、男性が54,574人、女性が30,276人と、男性の割合が高く、男性、女性共に過去10年間で横ばい。【図表1】

○ 年齢層別では、人口10万人当たりで10歳代が最も多いが、過去5年間では減少傾向。70歳以上は増加傾向。【図表2】

○ 原因・動機別（「不詳」を除く。）では、人口10万人当たりで疾病関係が最も多く、24年以降年々増加しており、認知症に係るものの増加が要因。年齢層別でも、60歳以上は疾病の中でも認知症の割合が増加。【図表3,4】

2 行方不明者の所在確認等の状況

○ 29年中に所在が確認等された行方不明者は81,946人で、うち認知症に係る行方不明者は15,761人。【図表5】

○ 認知症に係る行方不明者は、受理当日に72.7%が所在確認されるなど、行方不明者全体と比較して早期に所在確認されている。【図表6】

3 今後の取組

○ 行方不明となった原因・動機や行方不明となった当時の状況等を詳細に確認し、事案に応じた組織的な発見・保護活動を推進。

○ 認知症による行方不明者の早期発見に向けて、高齢者の見守り・SOSネットワーク間での連携訓練への参加、情報発信活動等を推進。【別添】

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>仮想通貨の不正採掘に係る犯罪の 一斉集中取締りの実施について</p>	<p>平成30年6月14日 情報技術犯罪対策課</p>
-----------------------------------	---	---------------------------------

宮城県警察をはじめとする10県警察では、合同・共同捜査を推進し、6月13日までに、仮想通貨を不正に採掘させるプログラムを利用した不正指令電磁的記録供用等事件について一斉集中取締りを実施した。

1 実施警察

10県警察（神奈川県・宮城県・茨城県・栃木県・千葉県警察合同、埼玉県・新潟県・愛知県・滋賀県・福岡県警察共同捜査）

2 適用法令

不正指令電磁的記録作成・同保管・同供用罪等

3 検挙人員

16人

4 概要

- (1) 各県警察のサイバーパトロール等により、自己が運営するサイトにサイト閲覧者のパソコンのCPU（演算装置）の能力をサイト閲覧者の同意なく使用し、仮想通貨を採掘させるプログラムを埋め込み、仮想通貨を収益として受け取るサービスを利用していた事犯を複数件認知した。
- (2) プログラムの解析、検証、プログラム提供者等に対する捜査について、関係各県警察が捜査情報を共有しながら対処する必要性が生じ、合同・共同捜査を推進した結果、上記人員の検挙に至ったもの。
- (3) なお、同プログラムは、使用方法によっては社会的相当性を欠くものであることから、広報啓発活動により注意喚起を実施する。

5 その他

本一斉集中取締りは、サイバーパトロールにより把握した情報に加え、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）から提供を受けた情報に基づいて実施した。

神奈川県警察は、平成30年6月9日、神奈川県内を走行中の新幹線車内において発生した殺傷事件に関し、同日、被疑者を現行犯逮捕した。

1 被疑者

無職

22歳

2 被害者

(1) 死亡者

兵庫県尼崎市 会社員 A男 38歳

(2) 負傷者

愛知県清須市 看護師 B女 26歳

愛知県清須市 会社員 C女 27歳

4 事実の概要

被疑者は、平成30年6月9日、神奈川県内を走行中の下り新幹線の車内において、被害者に対し、所携の刃物で切りつけ、A男を殺害し、B女及びC女に傷害を負わせたもの。

5 捜査の経過

- 乗客からの「刃物を振り回している者がいる」との110番通報により認知。
- 小田原駅に臨時停車した車内において、警察官が被疑者を発見し、A男に対する殺人未遂の事実で現行犯逮捕。
- 搬送先の病院でA男の死亡が確認されたことから、同月11日、殺人の事実で送致。